

令和6年第6回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月28日(金)午後2時～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番 美馬 英二	10番 原田 政憲
2番 逢坂 利人	11番 蔭山 勝利
3番 佐藤 貞男	14番 河野 耕八郎
5番 竹田 勝一	15番 小田 一夫
6番 黒川 邦晴	16番 長浦 勝幸
7番 藤本 尚人	17番 安達 英雄
8番 谷 富廣	18番 藤岡 由信

4. 欠席委員

4番 天毎木 孝利	13番 尾方 隆子
9番 大久保 孝雄	19番 村上 一好
12番 河野 弘彦	

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 原田 佳明	
局長補佐 大久保 政博	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第26号 令和6年度第3期農用地利用集積計画について(諮問)

7. 会議の概要

	開会 午後2時
事務局長	<p>本日はご多忙の中、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今より、令和6年第6回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日、欠席する旨の届出のありました委員は、4番天毎木委員、9番大久保委員、12番河野委員、13番尾方委員、19番村上委員の5名です。</p> <p>なお、5番竹田委員は遅れてくるとの連絡を頂いております。只今の出席委員は13名であり、定足数に達しておりますのでご報告いたします。それでははじめに、河野会長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	【会長挨拶】
事務局長	議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願いいたします。
議 長	<p>それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、いつもの例のように議長の指名でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議無しの声)
議 長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは、10番原田委員、11番蔭山委員よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。事務局長。お願いします。</p>
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。今回、3条申請は13案件でございますが、これらの申請については、法定の添付書類は整っております。座って説明させていただきます。議案書の1ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。申請地は、美馬町字西高畑●●。地目は、田。面積は、651㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。</p> <p>耕作面積は、67,400㎡です。通作距離は、1.5kmで、稼働人員は3人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬町市民サービスセンターの●●に位置する農地であります。</p>

番号2です。申請地は、美馬町字沼田島●●ほか3筆。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は合せて、2, 698㎡です。申請地は、沼田地区圃場整備事業により区画整備が行われた農地であり、8名の共有名義となっています。譲渡人●●共有持分8分の1を、譲受人である●●への売買により、持分移転を行なうものです。耕作面積は、6, 000㎡です。通作距離は、700mで、稼働人員は1人となっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、記載のとおりです。申請地は、池月公園の●●に位置する農地であります。

2ページをお願いします。

番号3です。申請地は、美馬町字中沼田●●。地目は、畑。面積は、170㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。自宅に隣接する農地で、稼働人員は2人となっています。この農地は、●●の贈与による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、池月公園の●●に位置する農地であります。

番号4です。申請地は、美馬町字助松●●、美馬町字境石元●●、美馬町字七反地●●の3筆の農地です。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は合合わせて、2, 251㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。耕作面積は、50, 099㎡です。通作距離は、500mで、稼働人員は3人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、旧郡里小学校から●●に位置する農地です。

次に、番号5から番号9です。これらの案件は、関連案件となりますので、一括してご説明させていただきます。譲渡人がそれぞれ異なることから、申請は5件にわかれておりますが、申請地は、美馬町字鍵掛●●ほか12筆の農地です。譲受人●●は、農地を所有しておりません。すべて売買による譲受となります。詳細地目・面積等は記載のとおりです。面積は、合合わせて、6, 541㎡であります。譲渡人は●●、●●、●●、●●、●●の5名です。通作距離は、3.6kmで、稼働人員は3人となっています。譲受人である●●が経営する会社が、道の駅、みまの里の指定管理業務を請け負っており、施設周辺の荒廃農地を譲受人が個人で取得し、ひまわりやコスモス、菜の花などの景観作物を作付けし、周辺農地の保全を行なうものです。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。

次に4ページをお願いします。

番号10です。申請地は、脇町字上中野●●ほか6筆、脇町字舟木●●ほか1筆。合せて9筆の農地です。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は合せて、6,535㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。耕作面積は、1,200㎡です。通作距離は9.0kmで、稼働人員は3人となっています。譲渡人は、当該農地を相続により取得しておりますが、県外在住で、こちらに戻り農業を行う予定がないことから、●●譲受人に売買するものです。農地取得後は、栗などの果樹の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、旧中野小学校●●に位置する農地です。

番号11です。申請地は、脇町字西赤谷●●、脇町字曾江名●●ほか10筆。合せて、12筆の農地です。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は合せて、6,344.7㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。耕作面積は、1,884㎡です。通作距離は、2.0kmで、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、果樹の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地、西赤谷●●は、江原中学校の●●に位置し、曾江名●●は、江原中学校の●●に位置します。また、曾江名●●ほか9筆の農地は、江原中学校の●●に位置する農地です。

5ページをお願いします。

番号12です。申請地は、脇町字拝原●●、●●。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は合せて、526㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。耕作面積は、13,079㎡です。通作距離は、500mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けです。農地取得後は、ブロッコリーやナス、サトイモ等の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、記載のとおりです。申請地は、JA徳島脇町支店の●●に位置する農地です。

番号13です。申請地は、穴吹町穴吹字遠所●●。地目は、畑。面積は、383㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。自宅に隣接する農地で、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、柿や季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、穴吹中学校の●●に位置する農地です。

以上、13案件については、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1から番号3は、16番長浦委員お願いします。</p>
16番 長浦委員	<p>報告いたします。25日に現地確認に行って参りました。番号1ですが、●●は、●●歳と高齢です。すでに●●がしたのであろうと思うんですけども、代かきが終わって田植えの準備ができていたようでした。</p> <p>次に番号2ですが、これは現在、先ほど事務局から説明があったように、沼田地区の土地改良事業によってできた土地です。元の土地は、細長い土地ばかりが4筆となっております。区画整理ができてこの土地には、すでに田植えができておりました。稲が大分大きくなっている状態でした。</p> <p>次に番号3ですが、これは●●の贈与ということで、譲受人である●●の家の玄関を出たところが、もうすでに畑ということで、トマト、ナス等が植わっておりました。どの案件も特に問題となることはございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。番号4から番号9は、2番逢坂委員お願いします。</p>
2番 逢坂委員	<p>はい、2番逢坂です。4番の土地は、6月23日に現地調査を行いました。この3ヶ所とも●●が以前から、もう作付けはしている土地なので、今回も田植えも終わっている状態です。特に問題はないと思います。</p> <p>次の5番から9番までは、これも6月23日に現地調査を行いました。みまの里の西側ヘリポートの北側にある、以前は荒れた土地でしたが、綺麗に整地・耕耘されて、今はもうひまわりが植わっています。事務局の説明通り、景観作物で、観賞用ということなので、特に問題はないと思う。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。番号10は、9番大久保委員ですが、欠席ですので、事務局より報告を求めます。</p>
	<p>(事務局長、挙手)</p>
事務局長	<p>9番大久保委員より、6月25日に現地確認の結果、問題のあるところはないとの報告をいただいております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。番号11の西赤谷●●については、10番原田委員お願いします。</p>
10番 原田委員	<p>6月の27日に現地確認した結果、何も問題ございませんでした。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。同じく、番号11の曾江名●●ほか10筆については、15番小田委員お願いします。</p>
15番	<p>はい。15番小田です。6月21日の土曜日に現地確認させていただきました。</p>

小田委員	した。申請地の一部は、地目は畑ですが、現況は、明らかに山林となっており、何も使われておらず、車も入らないような所で耕作は困難と考えます。一部は、農地として、現在も利用されておりますので、果樹等を植えるということなので、何とか耕作の継続が可能であると思います。何も問題ないと思われま。ご審議、よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございます。番号12は、12番河野委員ですが、欠席ですので、事務局より報告を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	12番河野委員より、現地確認の結果、問題のあるところはありませんというご報告をいただいております。以上です。
議 長	番号13は、17番安達委員お願ひします。
17番 安達委員	17番安達です。6月23日に現地確認いたしました。それで冒頭、許可申請のことですが、営農計画書に申請者の住所が●●になっているので、これまた行政書士さんに補正を願ひたいと思います。それで現地については、草地ですが、管理されている草地ということで、一部に墓地がありますが、2、3年後に移転するというようになっております。近接地の売買で、他は問題がないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	各委員のご報告ありがとうございます。これから、討議に移らせて頂きたいと思ひます。何かご意見、ご質疑ございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。番号1から番号13の許可申請13案件について許可することに、ご異議はございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって議案第24号農地法第3条の規定による許可申請13案件、すべて許可することと決定いたします。
議 長	次に、日程第3、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	議案書の6ページをお願ひいたします。 議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請について説明させていただきます。この5条申請については、法定の添付書類は整っております。 番号1です。転用場所は、美馬町字ナロワ●●。地目は、畑。面積は、697㎡です。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、現状地盤のまま整地します。周囲には、フェンスを設置します。取

水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回程度の草刈りを行ないます。申請地は、市営ナロヲ団地●●に位置する農振農用地指定のある農地ですが、農振除外が行われております。農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号2です。転用場所は、美馬町字天神北●●。地目は、田。面積は、710㎡です。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、現状地盤のまま不陸整正を行います。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回程度の草刈りを行ないます。申請地は、美馬中学校の●●に位置する農振農用地指定外の農地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号3です。転用場所は、美馬町字鍵掛●●。地目は、田。面積は、159㎡であります。使用貸借による転用申請です。貸し人は●●。借り人は●●であります。当該申請は、3年間の使用貸借により、展望櫓を設置するための一時転用申請となります。先ほどの3条申請において、道の駅みまの里周辺の農地を取得し、ひまわりやコスモス、菜の花の景観作物を植栽とした案件の関連案件であり、道の駅みまの里の指定管理業者である譲受人が、施設来場者に周囲の景観を楽しんで頂くために設置するものです。計画としまして、造成は不要で不陸整正のみを行います。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の構造等は、記載のとおりです。なお、現地は、農地転用の手続きが必要であることを知らなかった申請人により、既に展望櫓が設置されておりますことから、始末書が提出されております。申請地は、道の駅みまの里の●●に位置する農振農用地指定のある農地です。農地区分は、第2種農地と判断をされます。

次に、番号4から番号6です。これらの案件は、関連案件となりますので、一括してご説明させていただきます。これらの3案件は、議案書記載の番号4から番号6の3カ所にそれぞれ所有権移転により、太陽光発電施設を設置するものです。申請地は、脇町字小星●●ほか5筆の農地です。それぞれの申請の詳細は、記載のとおりです。譲受人は●●であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設をそれぞれに設置するものです。パネル枚数や発電出力が少し異なりますが、大きな計画としましては、同様の内容となっております。現状地盤のまま整地し、周囲にフェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回程度の草刈りを行ないます。申請地は、小星ベースの●●に位置する農振農用地指定のある農地ですが、農振除外が行われております。農地区分は、第2種農地と判断をされます。

	<p>番号7です。転用場所は、脇町字西俣名●●。地目は、田。面積は、733㎡であります。廃棄空調機器や産業廃棄物保管のための資材置場設置に伴う、●●の使用貸借による転用申請です。申請人は、空調設備の設置会社を営んでおり、事業で発生する廃棄空調機器や産業廃棄物の一時的な保管場所が必要であることから転用申請に至ったものです。なお、既に工事は完了しており、申請者から始末書が提出されております。申請地は、夏子ダムの●●に位置する農振農用地指定外の白地であります。農地区分は、第1種農地と判断をされますが、周辺地域に居住する者の日常生活等に必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定の集落接続に該当いたします。</p> <p>番号8です。転用場所は、脇町大字脇町字二本柳●●。地目は、田。面積は、1,675㎡であります。譲渡人は●●持分4分の2、●●持分4分の1、●●持分4分の1。譲受人は●●であります。貸駐車場の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。当該申請は、譲渡人のすべてが●●在住であり、農地の管理に苦慮していたところ、不動産業者を通じて売却の打診を受けた譲受人が、農地を購入し、近隣で生コン業を営む企業に駐車場を整備したのち、貸し出すものです。造成計画としまして、山土にて盛土を行ない、砕石を敷設します。周囲は、既存構造物で囲まれています。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、脇町うだつ郵便局の●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外が行われており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法第5条の規定による許可申請について説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	ありがとうございます。それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、16番長浦委員お願いします。
16番 長浦委員	はい。16番長浦です。この案件も25日に現地確認に行っていました。地目は畑ですが、5m以上の伐木が茂っていて、山というような状態でした。東側、南側にはすでに太陽光発電施設ができており、また北側、西側には調査地と同じように木が生い茂っている状態です。太陽光発電施設を設置しても、周囲に迷惑はかからないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。番号2は、3番佐藤委員お願いします。
3番 佐藤委員	はい。3番佐藤です。よろしく申し上げます。6月24日、現実確認をいたしました。一面に1mほどの草が生い茂っておりました。譲渡人●●は居住が●●のため、農地としての管理が難しく、今回、地目変更の5条申請と

	なりますが、譲受人の使用目的が明確なため、何ら問題ないと判断されます。よろしくお願ひいたします。
議 長	ありがとうございました。番号3は、2番逢坂委員、お願ひいたします。
2番 逢坂委員	はい。2番逢坂です。ここも、6月23日に現地調査を行いました。先ほどの案件の、ひまわりを植えている所に隣接して、見渡せるように、単管パイプなどで、櫓は作られています。追認案件となりますが、始末書も提出されており、特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。
議 長	はい、ありがとうございました。番号4から番号6は、9番大久保委員ですが、欠席ですので、事務局より報告を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	9番大久保委員より、現地確認の結果、問題のあるところはありませんでしたとのご意見いただいております。以上です。
議 長	ありがとうございました。番号7についても、12番河野委員さん欠席ですので、事務局より報告を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	12番河野委員より、現地確認の結果、問題のあるところはありませんとのご意見をいただいております。以上です。
議 長	ありがとうございました。番号8は、18番藤岡委員お願ひします。
18番 藤岡委員	はい。18番の藤岡です。この案件は、不動産屋さんが、お世話した案件でございます。●●。この申請案件は、半年前から計画があること、私も話をお聞きしておりました。現状は耕作されていない農地であることから、転用後、貸駐車場として適切に管理して頂けると思いますので、美観もよくなるし、転用問題ないと考えます。十分なる審議をお願ひいたします。
議 長	各委員のご報告ありがとうございました。それではこれから、討議に移らせて頂きたいと思ひます。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
	(11番 蔭山委員、挙手)
議 長	蔭山委員、どうぞ。
11番 蔭山委員	11番蔭山です。一点、説明を求めたいと思ひます。この4番から6番の案件についてですが、当該地は、土地改良事業によるパイプ配管や圃場整備がなされた土地ではないのでしょうか。それとも、されていない土地なのでしょうか。
事務局長	蔭山委員のご質問については、当該土地が、小星地区であるので、第1種農地の区分に該当するのではないのかということだと思ひますが、同じ小星地区でも、当該地は、圃場整備やパイプ配管がなされた区域でなく、一段下がった場所となりますので、第2種農地に該当すると判断しております。

11番 蔭山委員	一段、下がったところですか。理解いたしました。
議長	ありがとうございました。他にございませんでしょうか。
	(6番 黒川委員、挙手)
議長	黒川委員どうぞ。
6番 黒川委員	黒川です。以前にも問題になったかと思えますけどね。年2回程度の草刈りとか3回程度の草刈りを行ないますというように事業計画書に書かれていると思うのですが、その程度っていうのはどんなものでしょうかね。というのは、最初はいいんですけど、過去の状況を見ていたら、5年、10年したら、もう草が生え放題でね。曖昧な程度ではいけないと思うので、年2回なら2回、3回なら3回と明確にし、必ずやってもらうよう指導すべきでないでしょうか。近隣の他の山間部の市町村は、そのあたりどうされているのでしょうか。この場で、結論が出る問題でないと思えますが、今後検討いただきたいと思えます。以上です。
議長	黒川委員が、ご質問されました程度というのは、回数がそのうちあいまいになってくると、全くしなくなる恐れがあるのではないかということだと思えるのですが、例えば、これを具体的に何月に1回するとか、何月に1回するとかそういう記載までを求めるということは可能でしょうか。事務局どうでしょうか。
事務局長	ご質問の件ですが、以前にも同様のことで許可権者である県にも確認したことがございます。一番は、防草シートなどによる除草対策を施していただくのが、一番の対策ではあるのですが、そのあたり明確な義務付けや指導の基準というものがないので、県からは、最低でも年に2回や3回は、定期的な除草を行ない施設の適切な管理に努めるよう指導してくださいということをお伺いしておりますので、そのように、指導は行っていきたいと考えます。また、近隣の市町村の状況等も確認させていただきたいと思えます。以上です。
議長	黒川委員どうでしょうか。
6番 黒川委員	以前に、県にも指導方針等を確認頂いているということですので、もうこれ以上、議論しても、ここで結論は出ないと思われますので、今後の課題として何か対応策がないかをご検討いただければと考えますので、よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。他にございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議長	では、お諮りいたします。番号1から番号8の案件について、許可相当

	とすることに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請 8 案件につきましては、許可相当と決定し県へ意見書を送付いたします。
議 長	次に、日程第 4、議案第 2 6 号令和 6 年度第 3 期美馬市農用地利用集積計画についての審議でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。
	(事務局長、挙手)
事務局長	先にお配りしております、議案第 2 6 号美馬市農地利用集積計画書の 2 ページをご覧ください。新規の利用権設定面積は、1 3, 0 7 1 m ² 。更新の利用権設定面積は、1 6, 8 0 1 m ² です。利用権設定筆数は、3 7 筆。利用権を設定する件数、延べ 1 5 件。利用権設定を受ける者・組織は、8 件です。 以上の計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の、各要件を満たしていると判断されます。以上です。
議 長	お諮りいたします。議案第 2 6 号令和 6 年度第 3 期美馬市農用地利用集積計画については、原案通りに決定することとしてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。このことについては原案通り決定し、市長へ答申することといたします。
議 長	以上で本日の議案審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和 6 年第 6 回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。

美馬市情報公開条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 5 号、第 6 号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。